

## 令和3年度国際会議誘致資金助成事業募集要項

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京における国際会議の誘致を促進し、産業の活性化に寄与することを目的として東京都内で国際会議の開催を計画している主催者に対し、誘致活動経費の一部を助成しております。

### 記

#### 1. 助成金額

助成金額は、下記表に掲載の外国人参加者延泊数に応じた上限額内で、助成対象経費合計額の4分の3以内となります。

外国人参加者延泊数	上限額
9,600泊以上	6,000,000円
3,200泊以上 9,600泊未満	4,500,000円
800泊以上 3,200泊未満	3,000,000円
400泊以上 800泊未満	1,500,000円

#### 2. 助成事業

##### (1) 対象者

助成対象国際会議を誘致し、東京開催が決定した場合も引き続き当該国際会議を主催する日本国内の団体でありかつ、次の各条件を満たすものに限り、

- ア 営利を目的としないこと。
- イ 誘致・開催に必要な組織体制が整備されていること。
- ウ 適法かつ有効な運営規約を有し、資金管理、会計処理を適正にできること。
- エ 国際会議の誘致計画を有していること。
- オ 以下のいずれにも該当しないこと。
  - A. 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - B. 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

##### (2) 対象会議

原則として、令和4年3月31日までに誘致を開始し、令和5年3月31日までに誘致完了を予定しているもので、かつ次の要件すべてを満たすものに限り、

- ア 定期的に、かつ開催地が複数国のローテーションで開催されること。
- イ 国内都市では、東京のみが開催候補都市となっていること。
- ウ 会議の規模が、外国人参加者延泊数400泊以上、参加国数5か国以上であること。
- エ 会議の内容は、次のいずれかに該当するものであること。
  - (ア) 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
  - (イ) 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
  - (ウ) 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。
  - (エ) その他、都民福祉の向上に資するなど特に必要と認められるもの。

- オ 国又は地方自治体が主催するものでないこと。
- カ 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- キ 公序良俗に反するものでないこと。

(3) 対象経費

助成対象経費は、当該国際会議誘致に係る下記対象経費に限ります。また、対象外経費に記載の項目は当該誘致に係る経費であっても助成できません。

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報宣伝費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 会場借上費</li> <li>・ 渡航費</li> <li>・ 滞在費</li> <li>・ その他、特に必要と認められる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税及びその他租税公課</li> <li>・ 主催者の責により未実施となった場合の経費</li> <li>・ 事業目的に照らして直接関係しない経費</li> <li>・ 補助金の交付対象として不適当と認められる経費</li> </ul>

3. 申請方法

(1) 提出書類

1	国際会議誘致助成金交付申請書（第1号様式の1～4）
2	国際団体本部等への立候補書類または国内機関決定書類
3	誘致事業計画書
4	開催計画書または会場使用計画
5	申請団体運営規約
6	申請団体組織体制及び委員名簿
7	その他理事長が必要と認める書類

(2) 提出先等

上記書類各1部を下記までに郵送（書留）又は持参により提出してください。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 6 階  
 公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部  
 国際会議担当 電話 03-5579-2684 FAX 03-5579-2685

(3) 受付期間

令和3年4月2日から令和4年2月28日まで

※受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時45分までです。

4. 審査・選考

(1) 審査

審査会を開催し、助成対象としての適格性や事業内容、金額等を審査します。なお、審査会は非公開で行います。

(2) 選考結果の通知

審査会による審査結果を踏まえ、財団が助成金額等を決定します。選考結果は、申請書受領から1ヶ月を目途に、交付の可否にかかわらず文書で通知いたします。